

事務総局会議（第 27 回）議事録	
日時	令和 7 年 11 月 4 日（火）午前 11 時 00 分 ～ 午前 11 時 05 分
場所等	総局会議室
出席者	氏本事務総長、清藤総務局長、板津人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、平城刑事局長、馬渡家庭局長、福島秘書課長兼広報課長、坂口審議官、榎本デジタル審議官、馬場事務総局参事官
議事	事件記録等保存規程の一部を改正する規程について 清藤総務局長説明（資料）
結果	◎ 裁判官会議付議
秘書課長 福島 直之	

◎最高裁判所規程第●号

事件記録等保存規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和●年●月●日

最
高
裁
判
所

事件記録等保存規程の一部を改正する規程

事件記録等保存規程（昭和三十九年最高裁判所規程第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十八の項中「
その他

三年
を

「スマートフォンにおいて利
用される特定ソフトウェア
に係る競争の促進に関する
法律第四十条第一項の規定
による裁判の申立て
その他

「スマートフォンにおいて利用

三年	五年		
		に、	
		「	
		動産競売開始許可決定の原本	
		十年	
		」を	
		される特定ソフトウェアに係	
		る競争の促進に関する法律第	
		四十条第一項の規定による裁	
		判の原本	
		動産競売開始許可決定の原本	
		十年	十年

に改める。

附 則

この規程は、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和

六年法律第五十八号)の施行の日(令和七年十二月十八日)から施行する。

最高裁判所長官 今 崎 幸 彦

理 由

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）の施行に伴い、事件記録等保存規程について所要の整備をする必要がある。これが、この規程を制定する理由である。

事件記録等保存規程の一部を改正する規程新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

事件記録等保存規程 (昭和三十九年最高裁判所規程第八号)

新

旧

別表第一 (第一審裁判所で保存する記録及び事件書類の保存期間)			
事件の種類	記録の保存期間	事件書類の保存期間	
一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九 (略)	(略)	(略)	
二十八 (略)	(略)	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第七十条の四第一項の規定による裁判の申立て	五年
		スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第四十条第一項の規定による裁判の申立て	五年
		その他	三年
		(略)	(略)
		私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第七十条の四第一項の規定による裁判の原本	十年
		スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第四十条第一項の規定による裁判の原本	十年
		動産競売開始許可決定の原本	十年
		(略)	(略)
二十九 (略)	(略)	(略)	

別表第一 (第一審裁判所で保存する記録及び事件書類の保存期間)			
事件の種類	記録の保存期間	事件書類の保存期間	
一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九 (略)	(略)	(略)	
二十八 (略)	(略)	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第七十条の四第一項の規定による裁判の申立て	五年
		その他	三年
		(略)	(略)
		私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第七十条の四第一項の規定による裁判の原本	十年
		動産競売開始許可決定の原本	十年
		(略)	(略)
二十九 (略)	(略)	(略)	

事務総局会議（第 28 回）議事録	
日時	令和 7 年 11 月 11 日（火）午前 11 時 00 分 ～ 午前 11 時 07 分
場所等	総局会議室
出席者	氏本事務総長、清藤総務局長、板津人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、川瀬刑事局第一課長、山中家庭局企画官、福島秘書課長兼広報課長、坂口審議官、榎本デジタル審議官、馬場事務総局参事官
議事	1 押収物等取扱規程の一部を改正する規程について 清藤総務局長説明（資料第 1） 2 刑事訴訟規則等の一部を改正する規則について 川瀬刑事局第一課長、福田民事局長及び山中家庭局企画官説明（資料第 2）
結果	◎ 裁判官会議付議 1、2
秘書課長 福島 直之	

◎最高裁判所規程第●●号

押収物等取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和●年●月●日

最 高 裁 判 所

押収物等取扱規程の一部を改正する規程

押収物等取扱規程（昭和三十五年最高裁判所規程第二号）の一部を次のように改正する。

「第六章 少年保護事件の押収物等に関する事務取扱の特例（第二十五条―第二十九条）

目次中 第七章 医療観察事件の押収物等に関する事務取扱の特例（第三十条―第三十二条） を

第八章 電子情報処理組織による押収物等に関する事務の取扱いに係る特例（第三十三条）」

「第六章 保管電磁的記録に関する事務取扱の特例（第二十四条の二・第二十四条の三）

第七章 少年保護事件の押収物等に関する事務取扱の特例（第二十五条―第二十九条）

に改める。

第八章 医療観察事件の押収物等に関する事務取扱の特例（第三十条―第三十二条）

第九章 電子情報処理組織による押収物等に関する事務の取扱いに係る特例（第三十三条）」

第一条中「押収物並びに」を「押収物及び保管電磁的記録並びに」に改める。

第二条第一項中「領置した物又は」を「領置した物、」に改め、「提出された物」の下に「又は裁判所若しくは裁判官の電磁的記録提供命令（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提出させた記録媒体」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 この規程において「保管電磁的記録」とは、刑事事件、少年保護事件又は医療観察事件について裁判所若しくは裁判官の電磁的記録提供命令（刑事訴訟法第百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提供させた電磁的記録をいう。

第五条第一項中「、記録命令付差押え」を削り、「又は」を「、」に改め、「提出命令」の下に「又は電磁的記録提供命令」を加え、「うえ」を「上」に改める。

第十六条の二中「（昭和二十三年法律第百三十一号）」を削り、「第百二十三条第三項」の下に「第一号又は第二号」を加える。

第十六条の三第一項中「第百二十三条第三項」の下に「第一号又は第二号」を、「差押え」の下に「又は

電磁的記録提供命令」を加え、同条第二項中「差押え」の下に「又は電磁的記録提供命令」を加える。

第二十三条第一項中「（分任歳入徴収官を含む。以下同じ。）」を削り、同項ただし書中「うえ」を「上」に改める。

第二十七条第二項中「第二百二十三条第三項」の下に「及び第二百二十三条の二第一項」を加える。

第二十八条の二中「記録された電磁的記録」の下に「又は保管電磁的記録」を加える。

第八章を第九章とし、第七章を第八章とし、第六章を第七章とし、第五章の次に次の一章を加える。

第六章 保管電磁的記録に関する事務取扱の特例

（可搬記録媒体への移転）

第二十四条の二 係書記官は、保管電磁的記録の提供を受けたときは、当該保管電磁的記録を可搬記録媒体（電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。次条において同じ。）に移転しなければならない。

（保管電磁的記録の受入れ、保管、仮出し及び処分）

第二十四条の三 第二章、第八条及び第十条、第四章並びに第十四条、第十五条の二、第十六条の三、第十

七条、第十九条及び第二十二條から第二十四條までの規定は、保管電磁的記録を移転した可搬記録媒体について準用する。

附 則

この規程は、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

最 高 裁 判 所 長 官 今 崎 幸 彦

理 由

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）の施行に伴い、押収物等取扱規程について所要の整備をする必要がある。これが、この規程を制定する理由である。

押収物等取扱規程の一部を改正する規程新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

押収物等取扱規程(昭和三十五年最高裁判所規程第二号)

新	旧
目次 第一章～第五章 (略) 第六章 保管電磁的記録に関する事務取扱の特例(第二十四条の二・第二十四条の三) 第七章 (略) 第八章 (略) 第九章 (略)	目次 第一章～第五章 (同上) 第六章 (同上) 第七章 (同上) 第八章 (同上)

(趣旨)

第一条 押収物及び保管電磁的記録並びに少年保護事件及び医療観察事件の証拠物の受入れ、保管、仮出し及び処分に関する事務（以下「押収物等に関する事務」という。）の取扱いについては、他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において「押収物」とは、刑事事件、少年保護事件又は医療観察事件について裁判所若しくは裁判官が差し押え若しくは領置した物、裁判所若しくは裁判官の提出命令により提出された物又は裁判所若しくは裁判官の電磁的記録提

(趣旨)

第一条 押収物並びに少年保護事件及び医療観察事件の証拠物の受入れ、保管、仮出し及び処分に関する事務（以下「押収物等に関する事務」という。）の取扱いについては、他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において「押収物」とは、刑事事件、少年保護事件又は医療観察事件について裁判所若しくは裁判官が差し押え若しくは領置した物又は裁判所若しくは裁判官の提出命令により提出された物をいう。

供命令（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百十一号）第二百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提出させた記録媒体をいう。

2. この規程において「保管電磁的記録」とは、刑事事件、少年保護事件又は医療観察事件について裁判所若しくは裁判官の電磁的記録提供命令（刑事訴訟法第二百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提供させた電磁的記録をいう。

3・4 （略）

（押収物総目録の作成等）

第五条 係書記官は、差押え、領置、提出命令又は

（新設）

2・3 （同上）

（押収物総目録等の作成等）

第五条 係書記官は、差押え、記録命令付差押え、

電磁的記録提供命令による提出があつたときは、押収物の品目及び数量を確認した上、品目ごとに符号を表示し、別に定める押収物総目録（以下「総目録」という。）を添えて押収物主任官に送付しなければならない。

2 （略）

（交付）

第十六条の二 前条第一項から第三項までの規定は、押収物（刑事訴訟法第二百二十三条第三項第一号又は第二号の記録媒体に限る。）を交付する裁判があつた場合（性的姿態撮影等処罰法第十三条第三項後段の規定による場合を含む。）について準用する。

領置又は提出命令による提出があつたときは、押収物の品目及び数量を確認したうえ、品目ごとに符号を表示し、別に定める押収物総目録（以下「総目録」という。）を添えて押収物主任官に送付しなければならない。

2 （同上）

（交付）

第十六条の二 前条第一項から第三項までの規定は、押収物（刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第二百二十三条第三項の記録媒体に限る。）を交付する裁判があつた場合（性的姿態撮影等処罰法第十三条第三項後段の規定による場合を含む。）について準用する。

(複写)

第十六条の三 刑事訴訟法第二百二十三条第三項第一号又は第二号の記録媒体に移転された電磁的記録の複写を許す裁判があつた場合（性的姿態撮影等処罰法第十三条第三項後段の規定による場合を含む。）には、押収物主任官は、電磁的記録複写許可通知書を差押え又は電磁的記録提供命令を受けた者に送付しなければならない。

2 押収物主任官は、前項の規定により電磁的記録複写許可通知書を差押え又は電磁的記録提供命令を受けた者に送付した場合において、その者が同項の電磁的記録を複写したときは、その者から受領書を受け取らなければならない。

(複写)

第十六条の三 刑事訴訟法第二百二十三条第三項の記録媒体に移転された電磁的記録の複写を許す裁判があつた場合（性的姿態撮影等処罰法第十三条第三項後段の規定による場合を含む。）には、押収物主任官は、電磁的記録複写許可通知書を差押えを受けた者に送付しなければならない。

2 押収物主任官は、前項の規定により電磁的記録複写許可通知書を差押えを受けた者に送付した場合において、その者が同項の電磁的記録を複写したときは、その者から受領書を受け取らなければならない。

(国庫帰属)

第二十三条 押収物主任官は、押収物が没収以外の事由により国庫に帰属した場合には、その旨を、保管金その他の通貨及び歳入納付をすることができるとする証券については歳入徴収官に、その他の物については物品管理官（分任物品管理官を含む。以下同じ。）に通知するとともに、押収物保管票又は保管票にその旨を記入し、これを保管物主任官又は歳入歳出外現金出納官吏に送付しなければならない。ただし、所有者その他の者が保管する押収物については、歳入徴収官又は物品管理官に通知した上、これを保管物主任官に引き継がなければならない。

(国庫帰属)

第二十三条 押収物主任官は、押収物が没収以外の事由により国庫に帰属した場合には、その旨を、保管金その他の通貨及び歳入納付をすることができるとする証券については歳入徴収官（分任歳入徴収官を含む。以下同じ。）に、その他の物については物品管理官（分任物品管理官を含む。以下同じ。）に通知するとともに、押収物保管票又は保管票にその旨を記入し、これを保管物主任官又は歳入歳出外現金出納官吏に送付しなければならない。ただし、所有者その他の者が保管する押収物については、歳入徴収官又は物品管理官に通知したうえ、これを保管物主任官に引き継がなければならない。

2
(略)

第六章 保管電磁的記録に関する事務取扱の特例

(可搬記録媒体への移転)

第二十四条の二 係書記官は、保管電磁的記録の提供を受けたときは、当該保管電磁的記録を可搬記録媒体(電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続して情報を保存することができる媒体又は機器のうち、可搬型のものをいう。次条において同じ。)に移転しなければならない。

(保管電磁的記録の受入れ、保管、仮出し及び処分)

第二十四条の三 第二章、第八条及び第十条、第四

ない。

2
(同上)

(新設)

(新設)

(新設)

章並びに第十四条、第十五条の二、第十六条の三、第十七条、第十九条及び第二十二條から第二十四條までの規定は、保管電磁的記録を移転した可搬記録媒体について準用する。

第七章 少年保護事件の押収物に関する事務取扱の特例

(還付等公告)

第二十七条 (略)

2 前項の規定は、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第十五条第二項において準用する刑事訴訟法第二百二十三條第三項及び第二百二十三條の二第一項の規定による交付又は複写について準用する。

第六章 少年保護事件の押収物に関する事務取扱の特例

(還付等公告)

第二十七条 (同上)

2 前項の規定は、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第十五条第二項において準用する刑事訴訟法第二百二十三條第三項の規定による交付又は複写について準用する。

(没取された電磁的記録の消去等)

第二十八条の二 押収物主任官は、押収された記録媒体に記録された電磁的記録又は保管電磁的記録が不正に作られたものとして没取された場合において、その没取された電磁的記録を消去し、又は当該電磁的記録が不正に利用されないようにする処分をすべきときは、その手続をしなければならない。

第八章 医療観察事件の押収物等に関する事務取扱の特例

第九章 電子情報処理組織による押収物等に関する事務の取扱いに係る特例

(没取された電磁的記録の消去等)

第二十八条の二 押収物主任官は、押収された記録媒体に記録された電磁的記録が不正に作られたものとして没取された場合において、その没取された電磁的記録を消去し、又は当該電磁的記録が不正に利用されないようにする処分をすべきときは、その手続をしなければならない。

第七章 医療観察事件の押収物等に関する事務取扱の特例

第八章 電子情報処理組織による押収物等に関する事務の取扱いに係る特例

◎最高裁判所規則第●●号

刑事訴訟規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和●年●月●日

最 高 裁 判 所

刑事訴訟規則等の一部を改正する規則

(刑事訴訟規則の一部改正)

第一条 刑事訴訟規則(昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないもの

のは、これを加える。

改正後	目次 第一編 総則（第一条） 〔第一章〕第八章 略〕 第九章 押収、搜索等（第九十三条―第一百条 ） 〔第十章〕第十六章 略〕 〔第二編〕第六編 略〕 第七編 裁判の執行（第二百九十四条の二―第 二百九十五条の十二）
改正前	目次 第一編 〔同上〕 〔第一章〕第八章 同上〕 第九章 押収及び搜索（第九十三条―第一百条 ） 〔第十章〕第十六章 同上〕 〔第二編〕第六編 同上〕 第七編 裁判の執行（第二百九十四条の二―第 二百九十五条の十一）

「第八編 略」

附則

（証人等の尋問調書）

第三十八条 「略」

2 調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一 略」

二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の宣誓の有無及びこれらの者が宣誓をしなかつたときは、その事由

「三 略」

八 法第百五十七条の六第四項の規定により証人の同意を得てその尋問及び供述並びにその

「第八編 同上」

附則

（証人等の尋問調書）

第三十八条 「同上」

2 「同上」

「一 同上」

二 証人が宣誓をしないときは、その事由

「三 同上」

八 法第百五十七条の六第三項の規定により証人の同意を得てその尋問及び供述並びにその

状況を記録媒体に記録したこと並びにその記録媒体の種類及び数量

〔九・十 略〕

3 調書（法第百五十七條の六第四項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体を除く。次項及び第五項において同じ。）は、裁判所書記官をしてこれを供述者に読み聞かせせ、又は供述者に閲覧させて、その記載が相違ないかどうかを問わなければならない。

〔4 5 6 略〕

7 法第百五十七條の六第五項の規定により記録媒体がその一部とされた調書については、その

状況を記録媒体に記録したこと並びにその記録媒体の種類及び数量

〔九・十 同上〕

3 調書（法第百五十七條の六第三項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体を除く。次項及び第五項において同じ。）は、裁判所書記官をしてこれを供述者に読み聞かせせ、又は供述者に閲覧させて、その記載が相違ないかどうかを問わなければならない。

〔4 5 6 同上〕

7 法第百五十七條の六第四項の規定により記録媒体がその一部とされた調書については、その

旨を調書上明らかにしておかなければならない

。

（検証、押収等の調書）

第四十一条 検証、差押状を発しないでする押収

又は電磁的記録提供命令（法第百二条の二第一

項に規定する電磁的記録提供命令をいう。以下

同じ。）（同項第一号ロに掲げる方法による提

供を命ずるものに限る。）による電磁的記録（

法第九十九条第二項に規定する電磁的記録をい

う。以下同じ。）の提供については、調書を作

らなければならない。

〔2 略〕

3 押収（電磁的記録提供命令（法第百二条の二

旨を調書上明らかにしておかなければならない

。

（検証、押収の調書）

第四十一条 検証又は差押状若しくは記録命令付

差押状を発しないでする押収については、調書

を作らなければならない。

〔2 同上〕

3 押収をしたときは、その品目を記載した目録

第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)により電磁的記録を提供させることを除く。)をしたとき、又は電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させたときは、押収物の品目又は当該電磁的記録の標目を記載した目録を作り、これを調書に添付しなければならない。

(差押状等の執行調書、搜索調書)

第四十三条 差押状若しくは搜索状の執行又は勾引状若しくは勾留状を執行する場合における被告人若しくは被疑者の搜索については、執行又は搜索をする者が、自ら調書を作らなければならない。

。を作り、これを調書に添附しなければならない

(差押状等の執行調書、搜索調書)

第四十三条 差押状、記録命令付差押状若しくは搜索状の執行又は勾引状若しくは勾留状を執行する場合における被告人若しくは被疑者の搜索については、執行又は搜索をする者が、自ら調書を作らなければならない。

〔2・3 略〕

（公判調書の記載要件・法第四十八条）

第四十四条 公判調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

〔一〇二十 略〕

二十一 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の宣誓の有無及びこれらの者に宣誓をさせなかったときは、その事由

〔二十二〇二十七 略〕

二十八 法第百五十七条の六第四項の規定により証人の同意を得てその尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録したこと並びにその記録媒体の種類及び数量

〔2・3 同上〕

（公判調書の記載要件・法第四十八条）

第四十四条 〔同上〕

〔一〇二十 同上〕

二十一 証人に宣誓をさせなかったこと及びその事由

〔二十二〇二十七 同上〕

二十八 法第百五十七条の六第三項の規定により証人の同意を得てその尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録したこと並びにその記録媒体の種類及び数量

「二十九ゝ三十一 略」

三十二 公判廷における検証、押収及び電磁的記録提供命令（法第百二条の二第一項第一号）に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）による電磁的記録の提供

「三十三ゝ四十七 略」

四十八 決定及び命令。ただし、次に掲げるものを除く。

「イゝへ 略」

ト 証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録する旨の決定（法第百五十七
条の六第四項）

「チ 略」

「二十九ゝ三十一 同上」

三十二 公判廷においてした検証及び押収

「三十三ゝ四十七 同上」

四十八 「同上」

「イゝへ 同上」

ト 証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録する旨の決定（法第百五十七
条の六第三項）

「チ 同上」

「四十九、五十一 略」

「2 略」

（公判調書未整理の場合の録音体の再生等）

第五十二条の十九 公判調書が次回の公判期日までに整理されなかったときは、裁判所は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、次回の公判期日において又はその期日までに、前回の公判期日における証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述、被告人に対する質問及び供述並びに訴訟関係人の申立て又は陳述を録音した録音体又は法第百五十七条の六第四項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体について、再生する機会を与え

「四十九、五十一 同上」

「2 同上」

（公判調書未整理の場合の録音体の再生等）

第五十二条の十九 公判調書が次回の公判期日までに整理されなかったときは、裁判所は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、次回の公判期日において又はその期日までに、前回の公判期日における証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述、被告人に対する質問及び供述並びに訴訟関係人の申立て又は陳述を録音した録音体又は法第百五十七条の六第三項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体について、再生する機会を与え

なければならない。

〔2・3 略〕

第九章 押収、搜索等

（押収、搜索等についての秘密、名誉の保持）

第九十三条 押収（電磁的記録提供命令（法第百

二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提

供を命ずるものに限る。）を含む。）、搜索及

び電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法に

よる提供を命ずるものに限る。）（当該電磁的

記録提供命令により電磁的記録を提供させるこ

とを含む。）については、秘密を保ち、かつ、

処分を受ける者の名誉を害しないように注意し

なければならない。

なければならない。

〔2・3 同上〕

第九章 押収及び搜索

（押収、搜索についての秘密、名誉の保持）

第九十三条 押収及び搜索については、秘密を保

ち、且つ処分を受ける者の名誉を害しないよう

に注意しなければならない。

(差押状等の記載事項・法第一百七条)

第九十四条 差押状又は搜索状には、必要があると認めるときは、差押え又は搜索をすべき事由をも記載しなければならない。

(準用規定)

第九十五条 差押状又は搜索状については、第七十二条の規定を準用する。

(搜索証明書、押収品目録の作成者・法第九十六条等)

第九十六条 法第九十九条又は第一百二十条第一項の証明書又は目録は、搜索又は差押えが令状の執行によつて行われた場合には、その執行をし

(差押状等の記載事項・法第一百七条)

第九十四条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状には、必要があると認めるときは、差押え、記録命令付差押え又は搜索をすべき事由をも記載しなければならない。

(準用規定)

第九十五条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状については、第七十二条の規定を準用する。

(搜索証明書、押収品目録の作成者・法第九十六条等)

第九十六条 法第九十九条又は第一百二十条の証明書又は目録は、搜索、差押え又は記録命令付差押えが令状の執行によつて行われた場合には、

た者がこれを作つて交付しなければならない。

(差押状等執行後の処置)

第九十七条 差押状又は搜索状の執行をした者は、速やかに執行に関する書類及び差し押さえた物を令状を發した裁判所に差し出さなければならない。檢察官の指揮により執行をした場合には、檢察官を経由しなければならない。

(押収物等の処置)

第九十八条 「略」

2|| 押収物に記録された電磁的記録及び電磁的記録提供命令（法第一百二条の二第一項第一号ロに

その執行をした者がこれを作つて交付しなければならない。

(差押状等執行後の処置)

第九十七条 差押状、記録命令付差押状又は搜索状の執行をした者は、速やかに執行に関する書類及び差し押さえた物を令状を發した裁判所に差し出さなければならない。檢察官の指揮により執行をした場合には、檢察官を経由しなければならない。

(押収物の処置)

第九十八条 「同上」

〔新設〕

掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)

により提供させた電磁的記録については、消去、改変又は漏えいを防ぐため、相当の処置をしなければならない。

(差押状の執行調書の記載)

第九十九条 「略」

「削る」

(押収、搜索の立会い)

第百条 差押状を発しないで押収をするときは、裁判所書記官を立ち会わせなければならない。

(差押状、記録命令付差押状の執行調書の記載)

第九十九条 「同上」

2 記録命令付差押状の執行をした者が第九十六条又は前条の処分をしたときも、前項と同様とする。

(押収、搜索の立会い)

第百条 差押状又は記録命令付差押状を発しないで押収をするときは、裁判所書記官を立ち会わ

2 差押状又は搜索状を執行するときは、それぞ
れ他の検察事務官、司法警察職員又は裁判所書
記官を立ち会わせなければならない。

（決定の告知・法第百五十七條の二等）

第百七條の二 法第百五十七條の二第一項及び第
百五十七條の三第一項の請求に対する決定、法
第百五十七條の四第一項に規定する措置を採る
旨の決定、法第百五十七條の五に規定する措置
を採る旨の決定、法第百五十七條の六第一項及
び第二項に規定する方法により証人尋問を行う
旨の決定並びに同条第四項の規定により証人の

せなければならない。

2 差押状、記録命令付差押状又は搜索状を執行
するときは、それぞれ他の検察事務官、司法警
察職員又は裁判所書記官を立ち会わせなければ
ならない。

（決定の告知・法第百五十七條の二等）

第百七條の二 法第百五十七條の二第一項及び第
百五十七條の三第一項の請求に対する決定、法
第百五十七條の四第一項に規定する措置を採る
旨の決定、法第百五十七條の五に規定する措置
を採る旨の決定、法第百五十七條の六第一項及
び第二項に規定する方法により証人尋問を行う
旨の決定並びに同条第三項の規定により証人の

尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録する旨の決定は、公判期日前にする場合においても、これを送達することを要しない。

〔2 略〕

（映像等の送受信による通話の方法による尋問

・法第百五十七條の六）

第百七條の三 裁判所は、法第百五十七條の六第

二項に規定する方法によつて尋問する場合（証人が他の裁判所の構内以外の場所に在席する場合に限る。）は、尋問前に、証人の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると認める者の在席する場所でないことその他証人の在席する場所が当該方法によつて尋問するために適当

尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録する旨の決定は、公判期日前にする場合においても、これを送達することを要しない。

〔2 同上〕

（映像等の送受信による通話の方法による尋問

・法第百五十七條の六）

第百七條の三 法第百五十七條の六第二項の同一

構内以外にある場所であつて裁判所の規則で定めるものは、同項に規定する方法による尋問に必要な装置の設置された他の裁判所の構内にあ
る場所とする。

であることを確認しなければならない。

(尋問上の注意、在廷証人)

第百十三条 「略」

2 証人が、法第百五十七条の六第一項に規定する同一構内にいるとき、又は同条第二項に規定する同一構内以外にある場所であつて適当と認められるものにいるときは、召喚をしない場合でも、これを尋問することができる。

(宣誓の方式・法第百五十四条)

第百十八条 宣誓は、証人が、良心に従つて、真実を述べ何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を述べる方式(当該事項を述べることができない場合にあつては、裁判所書

(尋問上の注意、在廷証人)

第百十三条 「同上」

2 証人が裁判所の構内(第百七条の三に規定する他の裁判所の構内を含む。)にいるときは、召喚をしない場合でも、これを尋問することができる。

(宣誓の方式・法第百五十四条)

第百十八条 宣誓は、宣誓書によりこれをしなければならぬ。

記官が当該事項を記載した書面を朗読し、証人が当該書面に署名する方式）によりしなければならない。

〔削る〕

〔削る〕

2 宣誓は、起立して厳粛に行わなければならない。
い。

2 宣誓書には、良心に従つて、真実を述べ何事も隠さず、又何事も附け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

3 裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、且つこれに署名押印させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

4 宣誓は、起立して厳粛にこれを行わなければならない。

(宣誓・法第六十六條)

第二百二十八條 「略」

2 宣誓は、鑑定人が、良心に従つて誠実に鑑定することを誓う旨を述べる方式（当該事項を述べることができない場合に於ては、裁判所書記官が当該事項を記載した書面を朗読し、鑑定人が当該書面に署名する方式）によりしなければならない。

「削る」

(鑑定のための閲覧等)

第三百三十四條 「略」

2 前項の規定にかかわらず、法第一百五十七條の

(宣誓・法第六十六條)

第二百二十八條 「同上」

2 宣誓は、宣誓書によりこれをしなければならない。

3 宣誓書には、良心に従つて誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

(鑑定のための閲覧等)

第三百三十四條 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、法第一百五十七條の

六第五項に規定する記録媒体は、謄写することができない。

「3 略」

（処分をすべき裁判官・法第七十九條）

第三百三十七條 証拠保全の請求は、次に掲げる地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官にこれをしなければならない。

一 押収（電磁的記録提供命令（法第二條の

二第一項第一号イに掲げる方法による提供を

命ずるものに限る。）により電磁的記録を提

供させることを除く。）については、押収す

べき物の所在地

二 電磁的記録提供命令については、これを受

六第四項に規定する記録媒体は、謄写することができない。

「3 同上」

（処分をすべき裁判官・法第七十九條）

第三百三十七條 「同上」

一 押収（記録命令付差押えを除く。）につい

ては、押収すべき物の所在地

二 記録命令付差押えについては、電磁的記録

ける者の現在地

〔三〇五 略〕

〔2 略〕

（差押え等の令状請求書の記載要件・法第二百十八条）

第一百五十五条 差押え、搜索、電磁的記録提供命令又は検証のための令状の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 差し押さえるべき物、搜索すべき場所、身体若しくは物、提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法又は検証すべき場所、身体若しくは物

〔二〇六 略〕

を記録させ又は印刷させるべき者の現在地

〔三〇五 同上〕

〔2 同上〕

（差押え等の令状請求書の記載要件・法第二百十八条）

第一百五十五条 差押え、記録命令付差押え、搜索又は検証のための令状の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者又は搜索し若しくは検証すべき場所、身体若しくは物

〔二〇六 同上〕

七 日出前、日没後に差押え、搜索又は検証をする必要があるときは、その旨及び事由

八 法第二百十八条第三項の許可を請求するときは、その旨、事由及び同項の規定により漏らしてはならない旨を命ずべき期間

九 法第二百二十二条第八項の許可を請求するときは、その旨及び立ち入るべき住居、邸宅、建造物又は船舶

十 前号に規定する場合において、同号に規定する住居、邸宅、建造物又は船舶において、日出前、日没後に、電磁的記録提供命令をする場合における法第二百二十二条第一項にお

七 日出前又は日没後に差押え、記録命令付差押え、搜索又は検証をする必要があるときは、その旨及び事由

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

いて準用する法第一百十条の規定による令状の提示をする必要があるときは、その旨及び事由

2 身体検査令状の請求書には、前項に規定する事項のほか、法第二百十八条第八項に規定する事項を記載しなければならない。

〔3 略〕

（電磁的記録提供命令の令状の記載要件・法第二百十九条）

第二百五十七条の三 法第二百十八条の規定による電磁的記録提供命令の令状には、正当な理由がなく、同条第一項の規定による電磁的記録提供命令に違反したときは、法第二百二十二条の二

2 身体検査令状の請求書には、前項に規定する事項のほか、法第二百十八条第五項に規定する事項を記載しなければならない。

〔3 同上〕

〔新設〕

の規定により刑罰に処せられることがある旨をも記載しなければならない。この場合において、法第二百十八条第三項の許可をするときは、正当な理由がなく、同項の規定による命令に違反したときは、法第二百二十二条の二の規定により刑罰に処せられることがある旨をも記載しなければならない。

（呼称の定め等・法第二百七十一条の二等）

第一百七十六条の二 「略」

「2・3 略」

4 前項に規定する場合において、第一項に規定する個人特定事項に係る名称が氏名であり、その氏名に係る者が当該事件の訴訟に関する書類

（呼称の定め等・法第二百七十一条の二等）

第一百七十六条の二 「同上」

「2・3 同上」

4 前項に規定する場合において、第一項に規定する個人特定事項に係る名称が氏名であり、その氏名に係る者が当該事件の訴訟に関する書類

に署名すべきときは、署名に代えて同項の規定により定められた呼称を自書することができる。この場合における第三十八条第六項、第五十二条の五第二項第四号及び第三項、第五十二条の十五第二項第四号及び第三項、第六十条並びに第百十八条第一項の規定の適用については、第三十八条第六項、第五十二条の五第三項及び第五十二条の五第三項中「署名押印させなければならぬ」とあるのは「署名押印させ、又は第百七十六条の二第一項の規定により定められた呼称を自書させなければならない」と、第五十二条の五第二項第四号及び第五十二条の十五第二項第四号中「署名押印させる」とあるの

に署名すべきときは、署名に代えて同項の規定により定められた呼称を自書することができる。この場合における第三十八条第六項、第五十二条の五第二項第四号及び第三項、第五十二条の十五第二項第四号及び第三項、第六十条並びに第百十八条第三項の規定の適用については、第三十八条第六項、第五十二条の五第三項、第五十二条の十五第三項及び第百十八条第三項中「署名押印させなければならぬ」とあるのは「署名押印させ、又は第百七十六条の二第一項の規定により定められた呼称を自書させなければならない」と、第五十二条の五第二項第四号及び第五十二条の十五第二項第四号中「署名押

は「署名押印させ、又は第一百七十六条の二第一項の規定により定められた呼称を自書させる」と、第六十条中「を記載して署名押印しなければならぬ」とあるのは「を記載して、署名押印し、又は第一百七十六条の二第一項の規定により定められた呼称を自書しなければならない」とあるのは「署名する」とあるのは「署名し、又は第一百七十六条の二第一項の規定により定められた呼称を自書する」とする。

（呼称の定め等・法第二百九十九条の四等）

第一百七十八条の十 「略」

〔2・3 略〕

4 前項に規定する場合において、第一項の規定

印させる」とあるのは「署名押印させ、又は第一百七十六条の二第一項の規定により定められた呼称を自書させる」と、第六十条中「を記載して署名押印しなければならぬ」とあるのは「を記載して、署名押印し、又は第一百七十六条の二第一項の規定により定められた呼称を自書しなければならない」とする。

（呼称の定め等・法第二百九十九条の四等）

第一百七十八条の十 「同上」

〔2・3 同上〕

4 前項に規定する場合において、第一項の規定

による氏名に代わる呼称の定めがあり、その氏名に係る者が当該事件の訴訟に関する書類に署名すべきときは、署名に代えて同項の規定により定められた呼称を自書することができる。この場合における第三十八条第六項、第五十二条の五第二項第四号及び第三項、第五十二条の十、五第二項第四号及び第三項、第六十条並びに第三百十八条第一項の規定の適用については、第三十八条第六項、第五十二条の五第三項及び第十二条の十五第三項中「署名押印させなければならぬ」とあるのは「署名押印させ、又は第百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書させなければならぬ」と、第五十

による氏名に代わる呼称の定めがあり、その氏名に係る者が当該事件の訴訟に関する書類に署名すべきときは、署名に代えて同項の規定により定められた呼称を自書することができる。この場合における第三十八条第六項、第五十二条の五第二項第四号及び第三項、第五十二条の十、五第二項第四号及び第三項、第六十条並びに第三百十八条第三項の規定の適用については、第三十八条第六項、第五十二条の五第三項、第五十二條の十五第三項及び第百十八條第三項中「署名押印させなければならぬ」とあるのは「署名押印させ、又は第百七十八條の十第一項の規定により定められた呼称を自書させなければな

二条の五第二項第四号及び第五十二条の十五第二項第四号中「署名押印させる」とあるのは「署名押印させ、又は第一百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書させる」と、第六十条中「を記載して署名押印しなければならない」とあるのは「を記載して、署名押印し、又は第一百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書しなければならない」と、第一百八条第一項中「署名する」とあるのは「署名し、又は第一百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書する」とする。

（還付等に関する規定の活用）

第一百七十八条の十七 検察官は、公訴の提起後は

らない」と、第五十二条の五第二項第四号及び第五十二条の十五第二項第四号中「署名押印させる」とあるのは「署名押印させ、又は第一百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書させる」と、第六十条中「を記載して署名押印しなければならない」とあるのは「を記載して、署名押印し、又は第一百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書しなければならない」とする。

（還付等に関する規定の活用）

第一百七十八条の十七 検察官は、公訴の提起後は

、その事件に関し押収している物又は電磁的記録提供命令（法第百二条の二第一項第一号に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）

により移転させた電磁的記録について、被告人及び弁護人が訴訟の準備をするに当たりなるべくその物又は電磁的記録を利用することができるようにするため、法第百二十二条第一項の規定において準用する法第百二十三条第一項から第三項まで及び第百二十三条の二第一項の規定の活用を考慮しなければならない。

（公判前整理手続調書の記載要件・法第三百十六条の十二）

第二百十七条の十五 公判前整理手続調書には、

、その事件に関し押収している物について、被告人及び弁護人が訴訟の準備をするに当たりなるべくその物を利用することができるようにするため、法第百二十二条第一項の規定により準用される法第百二十三条（押収物の還付等）の規定の活用を考慮しなければならない。

（公判前整理手続調書の記載要件・法第三百十六条の十二）

第二百十七条の十五 「同上」

次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一、六 略」

七、通訳人の宣誓の有無及び通訳人に宣誓をさせなかつたときは、その事由

八、略

九、通訳人が宣誓、通訳又は供述を拒んだこと及びその事由

十、二十一 略

「2 略」

（準用規定）

第二百十七条の二十九 期日間整理手続については、前款（第二百十七条の十九を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規

「一、六 同上」

「新設」

七、同上

「新設」

八、十九 同上

「2 同上」

（準用規定）

第二百十七条の二十九 期日間整理手続については、前款（第二百十七条の十九を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規

定（見出しを含む。）中「公判前整理手続期日」とあるのは「期日間整理手続期日」と、「公判前整理手続調書」とあるのは「期日間整理手続調書」と読み替えるほか、第二百十七条の二から第二百十七条の四までの見出し中「第三百十六条の二」とあるのは「第三百十六条の二十八」と、第二百十七条の三及び第二百十七条の四中「第三百十六条の二第一項」とあるのは「第三百十六条の二十八第一項」と、第二百十七条の五から第二百十七条の十二までの見出し、第二百十七条の十四（見出しを含む。）、第二百十七条の十五から第二百十七条の十八までの見出し、第二百十七条の二十第一項、第二百十

定（見出しを含む。）中「公判前整理手続期日」とあるのは「期日間整理手続期日」と、「公判前整理手続調書」とあるのは「期日間整理手続調書」と読み替えるほか、第二百十七条の二から第二百十七条の四までの見出し中「第三百十六条の二」とあるのは「第三百十六条の二十八」と、第二百十七条の三及び第二百十七条の四中「第三百十六条の二第一項」とあるのは「第三百十六条の二十八第一項」と、第二百十七条の五から第二百十七条の十二までの見出し、第二百十七条の十四（見出しを含む。）、第二百十七条の十五から第二百十七条の十八までの見出し、第二百十七条の二十第一項、第二百十

七条の二十一の見出し、第二百十七条の二十二（見出しを含む。）、第二百十七条の二十三の見出し、第二百十七条の二十四（見出しを含む。）、第二百十七条の二十五の見出し、第二百十七条の二十六（見出しを含む。）、第二百十七条の二十七の見出し及び同条第一項並びに前条（見出しを含む。）中「法」とあるのは「法第三百十六條の二十八第二項において準用する法」と、第二百十七條の十五第一項第十九号中「第三百十六條の二十三第三項」とあるのは「第三百十六條の二十八第二項において準用する法第三百十六條の二十三第三項」と、同項第二十号イ中「第五百十七條の二第一項」とあるの

七条の二十一の見出し、第二百十七条の二十二（見出しを含む。）、第二百十七条の二十三の見出し、第二百十七条の二十四（見出しを含む。）、第二百十七条の二十五の見出し、第二百十七条の二十六（見出しを含む。）、第二百十七条の二十七の見出し及び同条第一項並びに前条（見出しを含む。）中「法」とあるのは「法第三百十六條の二十八第二項において準用する法」と、第二百十七條の十五第一項第十七号中「第三百十六條の二十三第三項」とあるのは「第三百十六條の二十八第二項において準用する法第三百十六條の二十三第三項」と、同項第十八号イ中「第五百十七條の二第一項」とあるの

は「第百五十七條の二第一項又は第百五十七條の三第一項」と、「第三百十六條の五第九号」とあるのは「第三百十六條の二十八第二項において準用する法第三百十六條の五第九号」と、第二百十七條の十七中「第一回公判期日」とあるのは「期日間整理手続終了後の最初の公判期日」と、第二百十七條の二十の見出し中「第三百十六條の十三」とあるのは「第三百十六條の二十八第二項において準用する法第三百十六條の十三」と、同條第二項中「第三百十六條の十七第一項」とあるのは「第三百十六條の二十八第二項において準用する法第三百十六條の十七第一項」と、第二百十七條の二十五中「第三百

は「第百五十七條の二第一項又は第百五十七條の三第一項」と、「第三百十六條の五第九号」とあるのは「第三百十六條の二十八第二項において準用する法第三百十六條の五第九号」と、第二百十七條の十七中「第一回公判期日」とあるのは「期日間整理手続終了後の最初の公判期日」と、第二百十七條の二十の見出し中「第三百十六條の十三」とあるのは「第三百十六條の二十八第二項において準用する法第三百十六條の十三」と、同條第二項中「第三百十六條の十七第一項」とあるのは「第三百十六條の二十八第二項において準用する法第三百十六條の十七第一項」と、第二百十七條の二十五中「第三百

十六条の二十三第二項」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の二十三第二項」と読み替えるものとする。

（差押え等の令状請求書の記載要件・法第五百九条）

第二百九十五条の六 法第五百九条の規定による差押え、搜索、電磁的記録提供命令又は検証のための令状の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 差し押さえるべき物、搜索すべき場所、身体若しくは物、提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法又は検証す

十六条の二十三第二項」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の二十三第二項」と読み替えるものとする。

（差押え等の令状請求書の記載要件・法第五百九条）

第二百九十五条の六 法第五百九条の規定による差押え、記録命令付差押え、搜索又は検証のための令状の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者又は搜索し若しく

べき場所、身体若しくは物

〔二〇七 略〕

八 日出前、日没後に差押え、搜索又は検証をする必要があるときは、その旨及び事由

九 法第五百十三条第一項又は第六項において

準用する法第二百二十二条第八項の許可を請

求するときは、その旨及び立ち入るべき住居

、邸宅、建造物又は船舶

十 前号に規定する場合において、同号に規定

する住居、邸宅、建造物又は船舶において、

日出前、日没後に、電磁的記録提供命令をす

る場合における法第五百十三条第一項又は第

は検証すべき場所、身体若しくは物

〔二〇七 同上〕

八 日出前又は日没後に差押え、記録命令付差押え、搜索又は検証をする必要があるときは、その旨及び事由

〔新設〕

〔新設〕

六項において準用する法第百十條の規定による令状の提示をする必要があるときは、その旨及び事由

〔2・3 略〕

（電磁的記録提供命令の令状の記載要件・法第
五百十條）

第二百九十五條の十 法第五百九條第一項の規定による電磁的記録提供命令の令状には、正当な理由がなく、同項の規定による電磁的記録提供命令に違反したときは、法第五百十三條の二の規定により刑罰に処せられることがある旨をも記載しなければならない。

（鑑定処分許可請求書の記載要件・法第五百十

〔2・3 同上〕

〔新設〕

（鑑定処分許可請求書の記載要件・法第五百十

五条)

第二百九十五条の十一 「略」

(準用規定等)

第二百九十五条の十二 「略」

2 第四十一条、第四十三条及び第一編第九章の規定(第百条第一項の規定を除く。)は裁判所又は裁判官が法第五百十一条及び第五百十二条の規定によつてする押収又は搜索について、第百一条の規定は裁判所又は裁判官が法第五百十一条の規定によつてする検証について、第四十一条、第九十三条、第九十八条及び第百条第一項の規定は裁判所又は裁判官が法第五百十一条の二の規定によつてする電磁的記録提供命令(

五条)

第二百九十五条の十一 「同上」

(準用規定等)

第二百九十五条の十二 「同上」

2 第四十三条及び第一編第九章の規定(第百条第一項の規定を除く。)は裁判所又は裁判官が法第五百十一条及び第五百十二条の規定によつてする押収又は搜索について、第百一条の規定は裁判所又は裁判官が法第五百十一条の規定によつてする検証について、それぞれ準用する。この場合において、第四十三条第一項中「被告人若しくは被疑者」とあるのは、「裁判の執行を受ける者」と読み替えるものとする。

当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。」について、それぞれ準用する。この場合において、第四十三条第一項中「被告人若しくは被疑者」とあるのは、「裁判の執行を受ける者」と読み替えるものとする。 「3・4 略」	
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	「3・4 同上」

(少年審判規則の一部改正)

第二条 少年審判規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(押収、搜索、検証、鑑定嘱託等・法第六条の五) 第九条の二 刑事訴訟規則(昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号)中、司法警察職員が行う押収(刑事訴訟法第二百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令(同項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。))を含む(。)、搜索、同項に規定する電磁的記録提供命令(同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。)、検証及び鑑定の嘱託に関する規
改正前	(押収、搜索、検証、鑑定嘱託・法第六条の五) 第九条の二 刑事訴訟規則(昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号)中、司法警察職員が行う押収、搜索、検証及び鑑定の嘱託に関する規定(同規則第五百十八条の二から第五百十八条の八までを除く。)は、法第六条の五第一項の規定による押収、搜索、検証及び鑑定の嘱託について準用する。

定（同規則第五百五十八條の二から第五百五十八條の八までを除く。）は、法第六條の五第一項の規定による押収、搜索、電磁的記録提供命令、検証及び鑑定の嘱託について準用する。

（証人尋問等・法第十四條等）

第十九條 刑事訴訟規則中、裁判所が行う証人尋問、鑑定、通訳、翻訳、検証、押収（刑事訴訟法第二百二條の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（同項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、搜索及び同項に規定する電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）に関する規定は、保護事件の性質に反しない限

（証人尋問等・法第十四條等）

第十九條 刑事訴訟規則中、裁判所が行う証人尋問、鑑定、通訳、翻訳、検証、押収及び搜索に関する規定は、保護事件の性質に反しない限り、法第十四條第一項の規定による証人尋問、鑑定、通訳及び翻訳並びに法第十五條第一項の規定による検証、押収及び搜索について準用する。

り、法第十四条第一項の規定による証人尋問、
 鑑定、通訳及び翻訳並びに法第十五条第一項の
 規定による検証、押収、搜索及び電磁的記録提
 供命令について準用する。

(少年の保護事件に係る補償に関する規則の一部改正)

第三条 少年の保護事件に係る補償に関する規則（平成四年最高裁判所規則第八号）の一部を次のように改
 正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍
 線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(調査)	(調査)

第七条 「略」 2 少年審判規則第十二条、第十九条（検証、押収（刑事訴訟法第二百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（同項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、搜索及び同項に規定する電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）に係る部分を除く。）及び第十九条の二の規定は、法第七条の調査について準用する。 備考 表中の「」の記載は注記である。	第七条 「同上」 2 少年審判規則第十二条、第十九条（検証、押収及び搜索に係る部分を除く。）及び第十九条の二の規定は、法第七条の調査について準用する。
---	---

（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の一部改正）

第四条 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則（平成十二年最

高裁判所規則第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(「」で注記した項番号を含む。)に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものとは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第三十一条 削除	(証人等の宣誓) 第三十一条 証人の宣誓は、尋問の前にさせなければならぬ。ただし、特別の事由があるときは、尋問の後にさせることができる。

2 宣誓は、起立して厳粛に行わなければならない。
い。

3 裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。
ない。

4 裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

5 前二項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えない

(鑑定人の宣誓)

第三十二条

〔1〕

鑑定人の宣誓は、裁判長が

鑑定人に対し、良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。ただし、鑑定人がこれを述べることができないときは、裁判長は、鑑定人に宣誓書（良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を記載した書面をいう。第三項及び第五項にお

ことを誓う旨を記載しなければならない。

6 裁判長は、宣誓の前に、宣誓の趣旨を説明し、かつ、偽証の罰を告げなければならない。

7 前各項の規定は、当事者本人の尋問について準用する。

(鑑定人の宣誓)

第三十二条

〔1〕

鑑定人の宣誓書には、良心

に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

いて同じ。)に署名させ、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2|| 宣誓は、起立して厳粛に行わなければならない。
い。

3|| 裁判長は、相当と認めるときは、第一項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

4|| 裁判長は、宣誓の前に、宣誓の趣旨を説明し、かつ、虚偽鑑定を告げなければならない。
。

5|| 「略」

2|| 前条第二項から第四項まで及び第六項の規定は、鑑定人に宣誓させる場合について準用する。
。

「新設」

「新設」

3|| 「同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の一部改正に伴う調整規定）

第五条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）が民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六年最高裁判所規則第十四号）の施行の日前である場合には、前条の規定は、適用しない。

2 前項の場合において、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	目次 「第一章～第五章 略」 第六章 刑事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の損害賠償請求に係る裁判手続の特例 「第一節 略」 第二節 審理及び裁判等（第二十四条―第三十一条） 第三節 異議等（第三十二条―第三十六条） 第四節 補則（第三十七条―第四十条） 第七章 雑則（第四十一条）
改正前	目次 「第一章～第五章 同上」 第六章 「同上」 「第一節 同上」 第二節 審理及び裁判等（第二十四条―第二十九条） 第三節 異議等（第三十条―第三十四条） 第四節 補則（第三十五条―第三十八条） 第七章 雑則（第三十九条）

附則

（民事訴訟規則の準用）

第十九条 法第六章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続については、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一編第三章第一節（選定当事者及び特別代理人の規定を除く。）及び第四節並びに第七章（第五十二条の十第一項第二号及び第二項並びに第五十二条の十二第二項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同規則第五十二条の十二第一項中「この規則の規定（第五十二条の十（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）

附則

（民事訴訟規則の準用）

第十九条 法第六章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続については、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一編第三章第一節（選定当事者及び特別代理人の規定を除く。）及び第四節並びに第七章（第五十二条の十第一項第二号及び第二項並びに第五十二条の十二第二項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同規則第五十二条の十二第一項中「この規則の規定（第五十二条の十（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）

」とあるのは、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則第四十一条第一項において準用する刑事訴訟規則第六十条の規定」と読み替えるものとする。

〔2 略〕

（主張書面の提出の方法等）

第二十六条 当事者は、その主張を記載した書面（第三十条において「主張書面」という。）の提出をするには、これと同時に、その写し一通（相手方の数が二以上であるときは、その数の通数）を提出しなければならない。ただし、や

」とあるのは、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則（平成十二年最高裁判所規則第十三号）第三十九条第一項において準用する刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）第六十条の規定」と読み替えるものとする。

〔2 同上〕

（主張書面の提出の方法等）

第二十六条 当事者は、その主張を記載した書面（第二十八条において「主張書面」という。）の提出をするには、これと同時に、その写し一通（相手方の数が二以上であるときは、その数の通数）を提出しなければならない。ただし、

むを得ない事由があるときは、裁判長の定める
期間内に提出すれば足りる。

〔2ゝ4 略〕

（証人等の宣誓）

第二十七条 証人の宣誓は、尋問の前にさせな
ければならない。ただし、特別の事由があるとき
は、尋問の後にさせることができる。

2 宣誓は、起立して厳粛に行わなければならな
い。

3 第一項の宣誓は、裁判長が、証人に対し、良
心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、
何事も付け加えないことを誓う旨を述べさせる
方式によりしななければならない。ただし、証人

やむを得ない事由があるときは、裁判長の定め
る期間内に提出すれば足りる。

〔2ゝ4 同上〕

〔新設〕

がこれを述べることができないときは、裁判長は、証人に宣誓書（良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載した書面をいう。次項において同じ。）に署名させ、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

4 裁判長は、相当と認めるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

5 裁判長は、宣誓の前に、宣誓の趣旨を説明し、かつ、偽証の罰を告げなければならない。

6 前各項の規定は、当事者本人の尋問及び損害

賠償命令事件において当事者を代表する法定代理人の尋問について準用する。

（鑑定人の宣誓）

第二十八条 鑑定人の宣誓は、裁判長が、鑑定人に対し、良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。ただし、鑑定人がこれを述べることができないときは、裁判長は、鑑定人に宣誓書（良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を記載した書面をいう。第三項において同じ。）に署名させ、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、鑑

〔新設〕

第一項の場合において、民事訴訟規則等の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

定人に宣誓させる場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前項ただし書」とあるのは、「次条第一項ただし書」と読み替えるものとする。	3 鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定への罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。
第二十九条～第四十一条 「略」	第二十七条～第三十九条 「同上」
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附則第四十八条のうち、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の目次の改正規定、同規則第十九条を改め、同条を同規則第二十条とする改正規定、同規則第二十六条を改め、同条を同規則第二十九条とする改正規定、同規則第二十九条の次に三条を加える改正規定のうち第三十一条及び第三十二条に係る部分、同規則第二十七条を改め、同条を同規則第三十三条とする改正規定、同規則第二十八条を改め、同条を同規則第三十六条とする改正規定、同規則第二十九条を改め、同条を同規則第三十七条とする改正規定、同規則第三十条を改め、同条を同規則第三十八条とする改正規定、同規則第三十一条を改め、同条を同規則第三十九条とする改正規定、同規則第三十二条を改め、同条を同規則第四十条とする改正規定、同規則第三十三条を改め、同条を同規則第四十一条とする改正規定、同規則第三十四条を改め、同条を同規則第四十二条とする改正規定、同規則第三十五条を改め、同条を同規則第四十九条とする改正規定、同規則第三十六条を同規則第五十三条とする改正規定、同規則第三十七条を改め、同条を同規則第五十四条とする改正規定、同規則第三十八条を同規則第五十五条とする改正規定並びに同規則第三十九条を同規則第五十六条とする改正規定を次のように改める。

改正後	目次 「第一章～第四章 略」 第五章 民事上の争いについての刑事訴訟手続 における和解（第十三条―第二十一条） 第六章 刑事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の損害賠償請求に係る裁判手続の特例 第一節 損害賠償命令の申立て等（第二十二 条―第二十四条） 第二節 審理及び裁判等（第二十五条―第三 十七條）
改正前	目次 「第一章～第四章 同上」 第五章 民事上の争いについての刑事訴訟手続 における和解（第十三条―第二十条） 第六章 「同上」 第一節 損害賠償命令の申立て等（第二十 一条―第二十三条） 第二節 審理及び裁判等（第二十四条―第三 十一條）

第三節 異議等（第三十八條—第四十二條）

第四節 補則（第四十三條—第五十五條）

第七章 雜則（第五十六條）

附則

（民事訴訟規則の準用）

第二十條 法第六章に規定する民事上の争いにつ

いての刑事訴訟手続における和解に関する手続

については、民事訴訟規則第一編第三章第一節

（第十四條第二項から第四項まで、第十五條第

二項から第四項まで、第十六條、第十七條後段

並びに第十八條第二項及び第三項を除く。）及

び第四節（第二十三條第三項を除く。）並びに

第八章（第五十二條の十九第一項第二号及び第

第三節 異議等（第三十二條—第三十六條）

第四節 補則（第三十七條—第四十條）

第七章 雜則（第四十一條）

附則

（民事訴訟規則の準用）

第十九條 法第六章に規定する民事上の争いにつ

いての刑事訴訟手続における和解に関する手続

については、民事訴訟規則（平成八年最高裁判

所規則第五号）第一編第三章第一節（選定当事

者及び特別代理人の規定を除く。）及び第四節

並びに第七章（第五十二條の十第一項第二号及

び第二項並びに第五十二條の十二第二項を除く

。）の規定を準用する。この場合において、同

二項、第五十二条の二十第七項から第九項まで、第五十二条の二十一第二項、第五十二条の二十二第二項及び第三項並びに第五十二条の二十三を除く。）の規定を準用する。この場合において、同規則第十五条第一項及び第二十三条第一項中「書面又は電磁的記録により」とあるのは「書面で」と、同条第二項中「又は電磁的記録が私人により作成されたもの」とあるのは「が私文書」と、同規則第五十二条の二十一第一項中「この規則の規定（第五十二条の十九（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）とあるのは「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に

規則第五十二条の十二第一項中「この規則の規定（第五十二条の十（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）とあるのは、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則第四十一条第一項において準用する刑事訴訟規則第六十条の規定」と読み替えるものとする。

付随する措置に関する規則第五十六条第一項において準用する刑事訴訟規則第六十条の規定」と読み替えるものとする。

2 和解記録の正本、謄本又は抄本については、民事訴訟規則第三十三条の二第一項の規定を準用する。

3 第一項において準用する民事訴訟規則第五十条の二十第三項、第五項本文又は第六項の規定により文書から秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

4 第一項において準用する民事訴訟規則第五十

2 和解記録の正本、謄本又は抄本については、民事訴訟規則第三十三条の規定を準用する。

〔新設〕

〔新設〕

二条の二十二第一項の規定により、法第二十一条において読み替えて準用する民事訴訟法第三百三十三条第二項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第二十一条において読み替えて準用する民事訴訟法第三百三十三条の四第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができると記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによつてさせることができる。

（主張書面の提出の方法等）

（主張書面の提出の方法等）

第二十九条 当事者は、その主張を記載した書面

(第四項及び第三十六条において「主張書面」という。)の提出をするには、これと同時に、その写し一通(相手方の数が二以上であるときは、その数の通数)を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、裁判長の定める期間内に提出すれば足りる。

「2 略」

3 当事者は、法第四十五条において準用する民

事訴訟法第二百三十一条の二第二項の申出をするには、これと同時に、当該申出に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作ら

第二十六条 当事者は、その主張を記載した書面

(第三十条において「主張書面」という。)の提出をするには、これと同時に、その写し一通(相手方の数が二以上であるときは、その数の通数)を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、裁判長の定める期間内に提出すれば足りる。

「2 同上」

「新設」

れる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を記録した記録媒体二個（相手方の数が二以上であるときは、その数に一を加えた数）を提出するとともに、電磁的記録に記録された情報の内容から明らかな場合を除き、電磁的記録の標目、作成者及び立証趣旨を明らかにした証拠説明書二通（相手方の数が二以上であるときは、その数に一を加えた通数）を提出しなければならない。この場合においては、第一項ただし書の規定を準用する。

4 主張書面の提出又は第二項若しくは前項の申出をする当事者は、主張書面の写し又は相手方

〔新設〕

に送付すべき第二項の文書の写し及びその文書に係る証拠説明書若しくは相手方に送付すべき前項の電磁的記録を記録した記録媒体及びその電磁的記録に係る証拠説明書について直送をすることができ。ただし、損害賠償命令事件に係る刑事被告事件において、刑事訴訟法第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等（同項に規定する起訴状抄本等をいう。）の提出があつた場合又は同法第三百十二条の二第二項の規定による訴因変更等請求書面抄本等（同項に規定する訴因変更等請求書面抄本等をいう。）の提出があつた場合は、この限りでない。

5|| 裁判所書記官は、第二項及び第二項の写し並

3|| 裁判所書記官は、前二項の写し及び前項の証

びに第三項の記録媒体又は当該記録媒体に記録されている事項を出力することによって作成した書面（以下この項において「出力書面」という。）並びに第二項及び第三項の証拠説明書（第二項の写し並びに同項及び第三項の証拠説明書についてはそのうちの一通を、同項の記録媒体についてはそのうちの一個を除く。）を相手方に送付しなければならない。ただし、法第四十六條第一項の決定があつた場合であつて、当該写し若しくは当該記録媒体若しくは当該出力書面又は当該証拠説明書中に当該決定に係る個人特定事項が記載され、又は記録された部分があるときは、当該写し若しくは当該記録媒体若

し、そのうちの一通を除く。）を相手方に送付しなければならない。ただし、法第四十二條第一項の決定があつた場合であつて、当該写し又は当該証拠説明書中に当該決定に係る個人特定事項が記載された部分があるときは、当該写し又は当該証拠説明書に代えて、当該個人特定事項に代えて同條第二項において読み替えて準用する民事訴訟法第三百三十三條第五項前段の規定により定めた事項を記載した書面を相手方に送付しなければならない。

しくは当該出力書面又は当該証拠説明書に代えて、当該個人特定事項に代えて同条第二項において読み替えて準用する民事訴訟法第三百三十三条第五項前段の規定により定めた事項を記載し、又は記録した書面又は記録媒体を相手方に送付しなければならない。

6 前項の規定は、第四項本文の規定による直送がされた場合には、適用しない。

7 第五項ただし書の規定により送付する書面又は記録媒体については、第二十四条の規定を準用する。

〔削る〕

〔新設〕

4 前項ただし書の規定により送付する書面については、第二十三条の規定を準用する。

（証人等の宣誓）

第二十七条 証人の宣誓は、尋問の前にさせなけ

ればならない。ただし、特別の事由があるときは、尋問の後にさせることができる。

2 宣誓は、起立して厳粛に行わなければならない。
い。

3 第一項の宣誓は、裁判長が、証人に対し、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。ただし、証人がこれを述べることはできないときは、裁判長は、証人に宣誓書（良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載した書面をいう。次項において同じ。）に署名させ、裁判所書記官にこれを朗

読させなければならない。

4 裁判長は、相当と認めるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

5 裁判長は、宣誓の前に、宣誓の趣旨を説明し、かつ、偽証の罰を告げなければならない。

6 前各項の規定は、当事者本人の尋問及び損害賠償命令事件において当事者を代表する法定代理人の尋問について準用する。

〔新設〕

（鑑定人の宣誓）

第二十八条 鑑定人の宣誓は、裁判長が、鑑定人

第三十一条 削除

（鑑定人の宣誓）

第三十二条 鑑定人の宣誓は、裁判長が、鑑定人

に対し、良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。ただし、鑑定人がこれを述べることができないときは、裁判長は、鑑定人に宣誓書（良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を記載した書面をいう。第三項及び第五項において同じ。）に署名させ、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2 宣誓は、起立して厳粛に行わなければならない。
い。

に対し、良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。ただし、鑑定人がこれを述べることができないときは、裁判長は、鑑定人に宣誓書（良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を記載した書面をいう。第三項において同じ。）に署名させ、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、鑑定人に宣誓させる場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前項ただし書」とあるのは、「次条第一項ただし書」と読み替えるものとする。

3|| 裁判長は、相当と認めるときは、第一項ただし書

の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

4|| 裁判長は、宣誓の前に、宣誓の趣旨を説明し

、かつ、虚偽鑑定を告げなければならない

。

5|| 「略」

（証人等の陳述等の調書記載の省略等）

第三十三条 損害賠償命令事件に関する手続にお

ける口頭弁論又は審尋の調書については、裁判長の許可を得て、証人、鑑定人、参考人若しくは当事者本人（次項及び次条において「証人等

〔新設〕

〔新設〕

3|| 「同上」

（証人等の陳述等の調書記載の省略等）

第二十九条 損害賠償命令事件に関する手続にお

ける口頭弁論又は審尋の調書については、裁判長の許可を得て、証人、鑑定人、参考人若しくは当事者本人（次項において「証人等」という

「という。」の陳述又は検証の結果の記載を省略することができる。この場合において、当事者は、裁判長が許可をする際に、意見を述べることができる。

〔2 略〕

（決定における申立書等の引用・法第三十七号）

第三十六号 法第三十七号第一項第二号及び第三号に掲げる事項を記載するには、申立書その他の主張書面を引用することができる。

（決定書の送達・法第三十七号）

第三十七号 法第三十七号第三項の規定による決定書の送達は、その正本によつてする。

。の陳述又は検証の結果の記載を省略することができる。この場合において、当事者は、裁判長が許可をする際に、意見を述べることができる。

〔2 同上〕

（決定における申立書等の引用・法第三十三号）

第三十号 法第三十三号第一項第二号及び第三号に掲げる事項を記載するには、申立書その他の主張書面を引用することができる。

（決定書の送達・法第三十三号）

第三十一号 法第三十三号第三項の規定による決定書の送達は、その正本によつてする。

(異議の申立ての方式等・法第三十八條)

第三十八條 法第三十八條第一項の異議の申立ては、書面でしなければならない。

〔2 略〕

3 法第四十五條において準用する民事訴訟法第百六十一條第二項に掲げる事項を記載した第一項の書面は、準備書面を兼ねるものとする。

(異議の申立てをする権利の放棄及び異議の申立ての取下げ・法第三十八條)

第三十九條 〔略〕

〔2・3 略〕

(法第三十九條第一項等の規定による指定等)

第四十條 法第三十九條第一項(法第四十三條第

(異議の申立ての方式等・法第三十四條)

第三十二條 法第三十四條第一項の異議の申立ては、書面でなければならない。

〔2 同上〕

3 法第四十一條において準用する民事訴訟法第百六十一條第二項に掲げる事項を記載した第一項の書面は、準備書面を兼ねるものとする。

(異議の申立てをする権利の放棄及び異議の申立ての取下げ・法第三十四條)

第三十三條 〔同上〕

〔2・3 同上〕

(法第三十五條第一項等の規定による指定等)

第三十四條 法第三十五條第一項(法第三十九條

四項において準用する場合を含む。）の規定による指定及びその変更は、損害賠償命令の申立てについての裁判に対する適法な異議の申立て又は法第四十三條第一項若しくは第二項の決定の時までに書面でしなければならない。

〔2・3 略〕

（特例による書証の申出の方式・法第四十一條）

第四十一條 法第四十一條（法第四十三條第四項において準用する場合を含む。次條において同じ。）の規定による書証の申出は、法第四十條第二項（法第四十三條第四項において準用する場合を含む。）の規定により送付された記録中

第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定及びその変更は、損害賠償命令の申立てについての裁判に対する適法な異議の申立て又は法第三十九條第一項若しくは第二項の決定の時までに書面でなければならない。

〔2・3 同上〕

（特例による書証の申出の方式・法第三十七條）

第三十五條 法第三十七條（法第三十九條第四項において準用する場合を含む。次條において同じ。）の規定による書証の申出は、法第三十六條第二項（法第三十九條第四項において準用する場合を含む。）の規定により送付された記録

の書証とすべき文書ごとに、文書の標目、作成者その他文書の特定のために必要な事項を記載した書面でしなければならない。

〔2 略〕

（書証の写しの提出を要する場合・法第四十一条）

第四十二条 法第四十一条の規定による書証の申出をする場合において、相手方に損害賠償命令事件の当事者でない者があるときは、当該申出をする時までに、書証とすべき文書の写し一通（当該文書を送付すべき損害賠償命令事件の当事者でない相手方の数が二以上であるときは、その数の通数）を提出しなければならない。

中の書証とすべき文書ごとに、文書の標目、作成者その他文書の特定のために必要な事項を記載した書面でなければならない。

〔2 同上〕

（書証の写しの提出を要する場合・法第三十七条）

第三十六条 法第三十七条の規定による書証の申出をする場合において、相手方に損害賠償命令事件の当事者でない者があるときは、当該申出をする時までに、書証とすべき文書の写し一通（当該文書を送付すべき損害賠償命令事件の当事者でない相手方の数が二以上であるときは、その数の通数）を提出しなければならない。

〔2 略〕

（損害賠償命令事件の記録の正本等の様式等・

法第四十四条等）

第四十九条 「略」

2 第五十三条において準用する民事訴訟規則第

三十四条第三項本文、第五項本文若しくは第七

項又は第五十二条の二十第三項、第五項本文若

しくは第六項の規定により文書その他の物件か

ら秘密記載部分又は秘匿事項記載部分を除いた

ものが提出された場合には、当該文書その他の

物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出された

ものによつてさせることができる。

3 第五十三条において準用する民事訴訟規則第

〔2 同上〕

（損害賠償命令事件の記録の正本等の様式・法

第四十条等）

第三十七条 「同上」

〔新設〕

〔新設〕

五十二条の二十二第一項の規定により、法第四十五条において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条第二項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第四十五条において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の四第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによつてさせることができる。

（民事訴訟規則の準用）

（民事訴訟規則の準用）

第五十三条 「略」

（檢察官に対する調査囑託・法第四十六条）

第五十四条 法第四十六条第四項において読み替えて準用する民事訴訟法第三百三十三条の四第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定により、法第四十六条第一項又は同条第四項において読み替えて準用する民事訴訟法第三百三十三条の二第二項の決定に係る個人特定事項に係る者の意見を聴くに当たって、その者の連絡先を明らかにするためその他必要があると認めるときについては、第二十一条の規定を準用する。

（民事訴訟費用等に関する規則の準用）

第五十五条 「略」

第三十八条 「同上」

（檢察官に対する調査囑託・法第四十二条）

第三十九条 法第四十二条第四項において読み替えて準用する民事訴訟法第三百三十三条の四第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定により、法第四十二条第一項又は同条第四項において読み替えて準用する民事訴訟法第三百三十三条の二第二項の決定に係る個人特定事項に係る者の意見を聴くに当たって、その者の連絡先を明らかにするためその他必要があると認めるときについては、第二十条の規定を準用する。

（民事訴訟費用等に関する規則の準用）

第四十条 「同上」

(刑事訴訟規則の準用等)

第五十六条 「略」

(刑事訴訟規則の準用等)

第四十一条 「同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

4 前条及び民事訴訟規則等の一部を改正する規則附則第四十八条の規定が同一の日に施行されるときは、

これらの規定により改正される犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の規定は、同条の規定によってまず改正され、次いで前条の規定によって改正されるものとする。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則の一部改正)

第六条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則(平成十六年最高裁判所規則第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(事実の取調べの申出・法第二十四条) 第二十四条 検察官、法第二条第四項に規定する指定入院医療機関の管理者若しくは保護観察所の長又は対象者、保護者若しくは付添人は、裁判所又は裁判官に対し、証人尋問、鑑定、検証、押収(刑事訴訟法第二百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令(同項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。))を含む。)、搜索、同法第二百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令(同号ロに掲げる方法
改正前	(事実の取調べの申出・法第二十四条) 第二十四条 検察官、指定入院医療機関の管理者若しくは保護観察所の長又は対象者、保護者若しくは付添人は、裁判所又は裁判官に対し、証人尋問、鑑定、検証、押収、搜索、通訳及び翻訳並びに官公署、医療施設その他の公私の団体に対して必要な事項の報告、資料の提出その他の協力を求める処分をすることができ

による提供を命ずるものに限る。）、通訳及び翻訳並びに官公署、医療施設その他の公私の団体に対して必要な事項の報告、資料の提出その他の協力を求める処分の申出をすることができ
る。

（鑑定人の宣誓の方式・法第二十四条等）

第二十五条 宣誓は、鑑定人が、良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を述べる方式（当該事項を述べることができないときは、裁判所書記官が当該事項を記載した書面を朗読し、鑑定人が当該書面に署名する方式）によりしなければならない。

2 鑑定人の宣誓は、前項の方式によるほか、良

（鑑定人の宣誓の方式・法第二十四条等）

第二十五条 鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載して、鑑定人が署名押印しなければならない。

2 鑑定人の宣誓は、前項の宣誓書を朗読する方

心に従つて誠実に鑑定することを誓う旨を記載した書面に鑑定人が署名して裁判所に提出する方式によつてもさせることができる。

3 前項の規定により同項の書面を提出する方式によつて宣誓をさせるに当たっては、虚偽の鑑定をしたときは刑罰が科されることがある旨を記載した書面を鑑定人に送付しなければならない。

(証人尋問等・法第二十四条)

第二十七条 刑事訴訟規則中裁判所の行う証人尋問、鑑定、検証、押収(刑事訴訟法第二百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令(同項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるもの

式)によるほか、当該宣誓書を裁判所に提出する方式によつてもさせることができる。

3 前項の規定により宣誓書を提出する方式によつて宣誓をさせるに当たっては、虚偽の鑑定をしたときは刑罰が科されることがある旨を記載した書面を鑑定人に送付しなければならない。

(証人尋問等・法第二十四条)

第二十七条 刑事訴訟規則中裁判所の行う証人尋問、鑑定、検証、押収、搜索、通訳及び翻訳に関する規定は、処遇事件の性質に反しない限り、法第二十四条第三項の規定による証人尋問、

に限る。を含む。）、同項に規定する電磁的記録提供命令（同号口に掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）、捜索、通訳及び翻訳に関する規定は、処遇事件の性質に反しない限り、法第二十四条第三項の規定による証人尋問、鑑定、検証、押収、電磁的記録提供命令、捜索、通訳及び翻訳について準用する。

鑑定、検証、押収、捜索、通訳及び翻訳について準用する。

（裁判員の参加する刑事裁判に関する規則の一部改正）

第七条 裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成十九年最高裁判所規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げ

る対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(裁判員等選任手続調書の記載要件) 第二十六条 裁判員等選任手続調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 「一〇十三 略」 十四 通訳人の宣誓の有無及び通訳人に宣誓をさせなかったときは、その理由 十五 「略」 十六 通訳人が宣誓、通訳又は供述を拒んだこ	(裁判員等選任手続調書の記載要件) 第二十六条 「同上」 「一〇十三 同上」 「新設」 十四 「同上」 「新設」

と及びその理由

十七 〔略〕

十八 〔略〕

十九 〔略〕

〔2 略〕

（証人等の尋問調書）

第四十四条 刑事訴訟規則第三十八条の調書には、立ち会った裁判員及び補充裁判員の氏名の記載に代えて、これらの者の第二十六条第一項第十八号の符号を記載するものとする。

〔2 3 4 略〕

（公判調書）

第四十六条 公判調書には、刑事訴訟規則第四十

十五 〔同上〕

十六 〔同上〕

十七 〔同上〕

〔2 同上〕

（証人等の尋問調書）

第四十四条 刑事訴訟規則第三十八条の調書には、立ち会った裁判員及び補充裁判員の氏名の記載に代えて、これらの者の第二十六条第一項第十六号の符号を記載するものとする。

〔2 3 4 同上〕

（公判調書）

第四十六条 〔同上〕

四条（第一項第二十八号を除く。）に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 立ち会った裁判員及び補充裁判員の第二

六条第一項第十八号の符号

「二〇七 略」

「2 略」

（鑑定手続実施決定があつた場合の公判前整理手続調書）

第四十七条 鑑定手続実施決定があつた場合には、公判前整理手続調書には刑事訴訟規則第二百十七条の十五に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 立ち会った裁判員及び補充裁判員の第二

六条第一項第十六号の符号

「二〇七 同上」

「2 同上」

（鑑定手続実施決定があつた場合の公判前整理手続調書）

第四十七条 「同上」

「一 略」 二 鑑定人の宣誓の有無及び鑑定人に宣誓をさせなかったときは、その理由 三 「略」 四 鑑定人が宣誓、鑑定又は供述を拒んだこと及びその理由	「一 同上」 「新設」 二 「同上」 「新設」
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（民事訴訟規則の一部改正）

第八条 民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(過料の裁判の執行に関する調査・法第百八十九条) 第百五条の五 刑事訴訟規則(昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号)第百五十八条(処罰等の請求)、第二百九十五条の六から第二百九十五条の十一まで(差押え等の令状請求書の記載要件、資料の提供等、身体検査令状の記載要件、令状の返還に関する記載、電磁的記録提供命令の令状の記載要件及び鑑定処分許可請求書の記載要件)、第二百九十五条の十二(準用規定等)第一項、第二百九十九条(裁判官に対する	(過料の裁判の執行に関する調査・法第百八十九条) 第百五条の五 刑事訴訟規則(昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号)第百五十八条(処罰等の請求)、第二百九十五条の六から第二百九十五条の十まで(差押え等の令状請求書の記載要件、資料の提供等、身体検査令状の記載要件、令状の返還に関する記載及び鑑定処分許可請求書の記載要件)、第二百九十五条の十一(準用規定等)第一項、第二百九十九条(裁判官に対する取調等の請求)第一項及び第三百条(令状

取調等の請求）第一項及び第三百条（令状の有効期間）の規定は、法第百八十九条（過料の裁判の執行）第三項（法及び他の法令において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第七編第二章（第五百十一条、第五百十一条の二及び第五百十三条第七項から第十項までを除く。）の規定による過料の裁判の執行に関する調査について準用する。

の有効期間）の規定は、法第百八十九条（過料の裁判の執行）第三項（法及び他の法令において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第七編第二章（第五百十一条及び第五百十三条第六項から第八項までを除く。）の規定による過料の裁判の執行に関する調査について準用する。

（民事訴訟規則の一部改正に伴う調整規定）

第九条 施行日が民事訴訟規則等の一部を改正する規則の施行の日前である場合には、前条の規定は、適用しない。

2 前項の場合において、民事訴訟規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(過料の裁判の執行に関する調査・法第一百八十九条) 第一百五条の二 刑事訴訟規則(昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号)第一百五十八条(処罰等の請求)、第二百九十五条の六から第二百九十五条の十一まで(差押え等の令状請求書の記載要件、資料の提供等、身体検査令状の記載要件、令状の返還に関する記載、<u>電磁的記録提供命</u>	(過料の裁判の執行に関する調査・法第一百八十九条) 第一百五条の二 刑事訴訟規則(昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号)第一百五十八条(処罰等の請求)、第二百九十五条の六から第二百九十五条の十まで(差押え等の令状請求書の記載要件、資料の提供等、身体検査令状の記載要件、令状の返還に関する記載及び鑑定処分許可請求

令の令状の記載要件及び鑑定処分許可請求書の記載要件)、第二百九十五条の十二(準用規定等)第一項、第二百九十九条(裁判官に対する取調等の請求)第一項及び第三百条(令状の有効期間)の規定は、法第八十九条(過料の裁判の執行)第三項(法及び他の法令において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百十一号)第七編第二章(第五百十一条、第五百十一条の二及び第五百十三条第七項から第十項までを除く。)の規定による過料の裁判の執行に関する調査について準用する。

書の記載要件)、第二百九十五条の十一(準用規定等)第一項、第二百九十九条(裁判官に対する取調等の請求)第一項及び第三百条(令状の有効期間)の規定は、法第八十九条(過料の裁判の執行)第三項(法及び他の法令において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百十一号)第七編第二章(第五百十一条及び第五百十三条第六項から第八項までを除く。)の規定による過料の裁判の執行に関する調査について準用する。

前条及び民事訴訟規則等の一部を改正する規則第一条の規定が同一の日に施行されるときは、これらの

規定により改正される民事訴訟規則の規定は、同条の規定によってまず改正され、次いで前条の規定によって改正されるものとする。

(非訟事件手続規則の一部改正)

第十条 非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(過料の裁判の執行に関する調査・法第二百二十一条) 第七十三条 刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）第五百十八条、第二百九	(過料の裁判の執行に関する調査・法第二百二十一条) 第七十三条 刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）第五百十八条、第二百九

十五條の六から第二百九十五條の十一まで、第二百九十五條の十二第一項、第二百九十九條第一項及び第三百條の規定は、法第二百一十一條第三項（法第五十三條第七項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第七編第二章（第五百十一條、第五百十一條の二及び第五百十三條第七項から第十項までを除く。）の規定による過料の裁判の執行に関する調査について準用する。

附 則

この規則は、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

十五條の六から第二百九十五條の十まで、第二百九十五條の十一第一項、第二百九十九條第一項及び第三百條の規定は、法第二百一十一條第三項（法第五十三條第七項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第七編第二章（第五百十一條及び第五百十三條第六項から第八項までを除く。）の規定による過料の裁判の執行に関する調査について準用する。

最
高
裁
判
所
長
官

今
崎
幸
彦

理 由

情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、電磁的記録を提供させる強制処分、映像と音声の送受信による証人尋問の実施等に関する手続について必要な事項を定めるとともに、関係規定の整備を行う必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

事務総局会議（第 29 回）議事録	
日時	令和 7 年 11 月 18 日（火）午前 10 時 00 分 ～ 午前 10 時 15 分
場所等	ウェブ会議
出席者	氏本事務総長、清藤総務局長、板津人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、平城刑事局長、馬渡家庭局長、福島秘書課長兼広報課長、坂口審議官、榎本デジタル審議官、馬場事務総局参事官
議事	令和 8 会計年度における協議会等開催計画について 清藤総務局長説明（資料）
結果	◎ 了承
秘書課長 福島 直之	

令和8会計年度における協議会等開催計画（上半期分）

（中央協議会等）

番号	種別	開催時期	会期	開催方法	協議事項	協議員等	所管局課	総人員
1	調停委員協議会	5月	1日	リモート（ウェブ会議）	調停制度の在り方に関し考慮すべき事項	民事調停委員、家事調停委員	民事局 家庭局	約100人
2	人事関係等事務打合せ（高裁事務局次長）	5月	1日	リモート（ウェブ会議）	人事行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	人事局	
3	首席家庭裁判所調査官事務打合せ	5月	1日	参集（※）	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家裁調査官が行う調整事務に関し考慮すべき事項	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家裁調査官	家庭局	
4	長官、所長会同	6月	2日	参集（※）	当面の司法行政上の諸問題	高裁長官、地裁・家裁所長	総務局	
5	家事関係中央協議会（裁判官等）	7月	1日	リモート（ウェブ会議）	家事事件の運用に関する連絡協議	1 家裁の部総括裁判官又は上 席裁判官のいずれか1人（事件 の種別ごとに担当者が異なる場 合は複数人でも可。） 2 家裁の首席書記官、次席書 記官、総括主任書記官又は主任 書記官のうちいずれか1人（事 件の種別ごとに担当者が異なる 場合は複数人でも可。）	家庭局	
6	経理関係等事務打合せ（高裁事務局次長）	9月	2日	参集（※）	経理行政等事務全般の連絡協議	高裁事務局次長	経理局	
7	人事管理協議会	9月～10月	1日	リモート（ウェブ会議）	人事管理上の諸問題	高裁の事務局次長及び人事課 長、地・家裁の事務局次長 ※高裁単位で一部合同開催予定	人事局	約130人

※ 原則参集とする。ただし、事情の変更により、リモートでの開催となる場合は別途所管局課から指示する。

令和8会計年度における協議会等開催計画（上半期分）

（ブロック協議会等）

番号	種別	開催時期	会期	開催方法	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
1	労働審判員研修会	各地裁で決定（原則として4月～6月）	1日	参集（※）	労働審判事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任労働審判員	各地裁	行政局	各地裁で決定
2	新任民事調停委員研修会	各地裁で決定（原則として4月～7月）	2日	適宜の方法（主催庁で選択可）	民事調停事件の処理に必要な基礎的知識の習得	新任民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
3	新任家事調停委員研修会	各家裁で決定（原則として4月～7月）	1日～2日	適宜の方法（主催庁で選択可）	家事調停事件の処理につき必要な基礎知識の習得	新任家事調停委員又はこれに準ずる家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
4	事務局長協議会	6月～7月	1日	リモート（ウェブ会議）	総務、人事及び経理事務の処理に関し考慮すべき事項	高裁の事務局次長、総務課長、人事課長及び会計課長、地家裁の事務局長	広島・高松、仙台・札幌は2高裁合同で開催し、東京、大阪、名古屋、福岡は高裁単位で開催	人事局 経理局 総務局	
5	民事運営改善研究会	各地裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	適宜の方法（主催庁で選択可）	簡裁の調停制度及び司法委員制度の運用に関し実務上考慮すべき事項	簡裁の裁判官及び書記官、民事調停委員、司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
6	民事調停委員研究会	各地裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	適宜の方法（主催庁で選択可）	民事調停事件の処理につき必要な応用的知識及び技術の習得	民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
7	民事調停委員ケース研究会	各地裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	適宜の方法（主催庁で選択可）	民事調停事件の処理につき事例研究の方法による実践的な知識及び技術の習得	民事調停委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
8	司法委員研究会	各地裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	適宜の方法（主催庁で選択可）	司法委員としての職務につき必要な実践的知識及び技能の習得	司法委員	各地裁	民事局	各地裁で決定
9	犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための研究会	各高裁で決定（6月～翌年3月）	0.5日	参集（※）	犯罪被害者等基本法19条の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための意見交換等	意見交換等のテーマに応じた外部有識者等並びに高裁、同高裁管内の地裁、家裁の裁判官及び被害者対応をする可能性のある職員（高裁管内の各地家裁から最低限裁判官その他の職員各1人に参加してもらう予定）	各高裁	刑事局 家庭局	各高裁で決定
10	保護観察に関する連絡協議会	各地裁で決定（6月～翌年3月）	0.5日	参集（※）	1 保護観察の実情について 2 その他	刑事事件担当の地裁の裁判官、書記官及び保護観察所の職員	各地裁	刑事局	各地裁で決定
11	家事調停委員研究会	各家裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	適宜の方法（主催庁で選択可）	家事調停事件の処理につき必要な専門的知識の習得	家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
12	家事調停委員ケース研究会	各家裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	適宜の方法（主催庁で選択可）	家事調停事件の処理につき事例研究の方法による必要な知識の習得	家事調停委員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
13	家事運営改善研究会	各家裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	適宜の方法（主催庁で選択可）	家事事件の処理に関し考慮すべき事項	家裁の裁判官及び書記官、家裁調査官、家事調停委員、参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
14	参与員研究会	各家裁で決定（6月～翌年3月）	1日～2日	適宜の方法（主催庁で選択可）	家事審判事件及び人事訴訟事件の処理につき必要な専門的知識の習得	参与員	各家裁の本庁又は支部	家庭局	各家裁で決定
15	刑事鑑定研究会	各地裁で決定（7月～翌年3月）	0.5日	参集（※）	刑事事件の鑑定を巡る諸問題	学識経験者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局	各地裁で決定
16	心神喪失者等医療観察法関係研究協議会	各地裁で決定（7月～翌年3月）	0.5日	参集（※）	医療観察事件の処理上問題となる事項及び実体的な判断の在り方に関して考慮すべき事項	精神保健判定医及び精神保健参与員候補者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局	各地裁で決定

番号	種別	開催時期	会期	開催方法	協議事項	協議員等	開催地	所管局課	総人員
17	法廷通訳基礎研修	各高裁で決定 (7月～翌年3月)	0.5日	参集(※)	法廷通訳経験のない又は少ない初級レベルの通訳人候補者等を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者となることを希望し、かつ、対象言語の通訳人としての適性を備えていると認められる者又は通訳人候補者並びに地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局 民事局 行政局 家庭局	各高裁で決定
18	法廷通訳セミナー	各高裁で決定 (7月～翌年3月)	1日	リモート(ウェブ会議)	中級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者並びに高裁及び開催地の地裁の裁判官及び書記官	各地裁	刑事局 民事局 行政局 家庭局	各高裁で決定
19	法廷通訳フォローアップセミナー	各高裁で決定 (7月～翌年3月)	1日	リモート(ウェブ会議)	上級レベルの通訳人候補者を対象とした法廷通訳に必要な知識・技能の習得	通訳人候補者並びに東京、大阪各高裁及び東京、大阪各地裁の裁判官及び書記官	東京、大阪各地裁	刑事局 民事局 行政局 家庭局	各高裁で決定
20	検察審査会事務局長研究会	9月～11月	0.5日	参集(※)	検察審査会事務局事務について必要な知識の取得及び実務上の諸問題の検討	地裁本庁所在地の検察審査会(複数の検察審査会が設置されている場合には、第一検察審査会)の事務局長	(一部合同開催) 3～4高裁で開催(開催地は未定)	刑事局	
21	労働審判員研究会	各地裁で決定 (原則として9月～12月)	1日	参集(※)	労働審判事件の処理に必要な専門的知識の習得	労働審判員	各地裁	行政局	各地裁で決定
22	管財人等協議会	各地裁で決定 (9月～翌年3月)	1日	参集(※)	倒産事件の管財業務等の処理に関し考慮すべき事項	破産事件の破産管財人、民事再生事件の監督委員及び個人再生委員、会社更生事件の管財人等	各地裁	民事局	各地裁で決定

※ 原則参集とする。ただし、事情の変更により、リモートでの開催となる場合は別途所管局課から指示する。

事務総局会議（第 30 回）議事録	
日時	令和 7 年 11 月 25 日（火）午後 2 時 00 分 ～ 午後 2 時 10 分
場所等	総局会議室
出席者	氏本事務総長、清藤総務局長、板津人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、平城刑事局長、馬渡家庭局長、福島秘書課長兼広報課長、坂口審議官、榎本デジタル審議官、馬場事務総局参事官、手嶋司法研修所長、江原裁判所職員総合研修所長、西岡経理局主計課長
議事	令和 7 年度裁判所所管補正予算（第 1 号）について 染谷経理局長説明（資料）
結果	◎ 裁判官会議付議
秘書課長 福島直之	

配布資料

令和7年度裁判所所管補正予算（第1号）（案）について

(単位:千円)

区 分		備 考
当初予算額	335,192,439	
補正要求額	26,199,772	
修正追加額	26,770,066	【裁判手続等のデジタル化等】 <u>16,178,250</u>
		【裁判所の防災・減災対策】 <u>4,788,604</u>
		【人件費】(給与改善等に伴う追加) <u>5,803,212</u>
修正減少額	△570,294	【人件費】(不用による既定経費の減少) <u>△283,279</u>
		【物件費】(不用による既定経費の減少) <u>△287,015</u>
1次補正後予算額	361,392,211	